

## 法改正後の個人情報保護制度

改正法の規定に基づいて実施  
～全国共通のルールに統一化～

- ・ 行政機関等における個人情報の（収集、利用、提供等）取扱い
- ・ 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等の制度
- ・ 行政機関匿名加工情報の提供 等

※地方公共団体が独自に規定を設けることは認められない。

地方公共団体が条例で規定する事項  
＜個人情報保護審議会（全体会）への諮問内容＞

### ＜条例規定必須事項＞

改正法の規定により条例で定める必要がある事項

- ・ 開示請求等に係る手数料
- ・ 審査会への諮問（開示請求等に係る不服審査）
- ・ 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約手数料

### ＜条例規定任意事項＞

改正法の規定により必要に応じて条例で定めることができる事項

- ・ 条例要配慮個人情報の定義
- ・ 不開示情報の範囲
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表
- ・ 開示決定等の期限
- ・ 審議会（個人情報の適切な取扱いを確保するための意見聴取）